23 食 産 第 1806 号
平成 23 年 11 月 24 日

各都道府県担当部長　殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

中国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、証明書発行の協力をお願いしているところです。

今般、中国向けに輸出される食品の輸出証明書の発行について、「中華人民共和国向け輸出産品産地証明書」（以下、「産地証明書」という。）の取扱いが下記のとおり決定されましたので、産地証明書の発行についてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、放射性物質検査が必要な証明書の発行については、引き続き中国政府と協議中であり、協議が整い次第、改めてお知らせいたします。

記

中国政府は、４月９日以降、日本から中国へ輸出される食品等に対して、一部の都県からの輸入を停止し、それ以外の道府県からの輸入については、日本の当局が発行する産地証明書や放射性物質検査証明書の提出を求めています。

今般、このうちの産地証明書の様式等について協議が整ったことから、別表区分３の対象地域・品目について、別紙のとおり産地証明書の発行条件及び手続を定めましたのでお知らせいたします。

なお、中国政府は、輸入停止措置を講じている別表区分１の対象となる 10 都県による証明書の発行を認めておりません。

また、水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行しております。

（別表）

	対　象　地　域	対　　象　　品　　目	規　制　内　容
1	10 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉）	食品、飼料	輸入停止
2	10 都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物（※）、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基準に適合することの証明を要求 ②産地の証明を要求
3	10 都県以外	その他の食品・飼料	産地の証明を要求

※　水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行。